

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	
					担当省庁 担当課	概算請求	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件・代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
47	環境観光モデル都市づくり推進特区	地域内の最適なエネルギーマネジメント構築事業	電力の移動媒体として、多様なモバイルを活用し、地域内で再生エネルギーを余剰なく使い切るモデル実証【実証フェーズ】	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	資源庁 新産業・社会システム推進室		B	次世代エネルギー技術実証事業において、当該自治体は予算が措置されれば事業が継続されることを前提に平成23年度から3年間の事業計画で採択されており、24年度においても当該予算が成立すれば、事業を実施することが可能。	a	-	-	I
49	環境観光モデル都市づくり推進特区	電池バスを利用した地域交通システム導入による事業性、採算性等の検証	電池バスを利用した地域交通システム導入による事業性、採算性等の検証	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	環境省 環境計画課	-	C	「チャレンジ25地域づくり事業」については、高い事業効果を発揮させるため公募の上、事業目的の適合性、二酸化炭素削減、費用対効果及び地域づくり等の観点で審査を行い、内容の優れたものから採択することとしております。 よって、予め特定の都市・地域を定めて実証を行うことを目的とした事業ではないことから、総合特区における優先採択については行わないこととしています。 また、電池バスに関する事業につきましては、平成23年度に実証に必要な件数を採択していることから、平成24年度からは対象としない予定です。	c	今回の提案は、総合特区に指定されたことにより、無条件で採択をお願いしているものではありません。 環境観光モデル都市づくり推進特区では、工場と生活の近接という地方都市の特性を活かし、産業部門と民生部門が一体となって、二酸化炭素削減に取り組むこととしており、国内に点在する類似都市に普及するシステムになるものと認識しております。 また、総合特区の審査段階においても、二酸化炭素削減、費用対効果及び地域づくり等の観点からも一定の評価をいただき、指定されたものと考えていることから、社会的意義等を踏まえ、審査審査の省庁や審査過程における加点制度の導入等、柔軟な対応を、再度御検討くださいますよう、お願いいたします。	取組の先駆性や、事業実施により我が国の経済社会への寄与が見込まれることなど、一定の評価を得て総合特区に指定されていることの社会的意義に鑑み、チャレンジ25地域づくり事業」の審査において、総合特区に指定されていることに対する加点制度を導入すること等、引き続き協議を行う。	III
52	環境観光モデル都市づくり推進特区	地域エネルギーバックアップシステム構築事業	船舶から陸上への給電システム実証	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	資源庁 新産業・社会システム推進室		B	次世代エネルギー技術実証事業において、当該自治体は予算が措置されれば事業が継続されることを前提に平成23年度から3年間の事業計画で採択されており、24年度においても当該予算が成立すれば、事業を実施することが可能。	a	-	-	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I～V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
47	環境観光モデル都市づくり推進特区	地域内の最適なエネルギーマネジメント構築事業	電力の移動媒体として、多様なデバイスを活用し、地域内で再生エネルギーを余剰なく使い切るモデル実証【実証フェーズ】	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	—	—	—	—	経済産業省から、指定自治体からの財政支援要望については、既存の「次世代エネルギー技術実証事業」による対応が可能との見解が示されており、指定自治体の要望は実現可能となる見込みが高いことから、協議終了とする。	I
49	環境観光モデル都市づくり推進特区	電池バスを利用した地域交通システム導入による事業性、採算性等の検証	電池バスを利用した地域交通システム導入による事業性、採算性等の検証	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	C	「チャレンジ25地域づくり事業」については、高い事業効果を発揮させるため公募の上、事業目的の合致性、二酸化炭素削減、費用対効果及び地域づくり等の観点で審査を行い、内容の優れたものから採択することとしております。 よって、予め特定の都市・地域を定めて実証を行うことを目的とした事業ではないことから、総合特区における優先採択については行わないこととしています。 なお、電気バスに関する事業につきましては、平成23年度に実証に必要な件数を採択していることから、対象としておりません。	b	「チャレンジ25地域づくり事業」において、電気バスに関する事業を対象としていないことは了解しました。 今後、具体的な事業内容等の再検討を行うこととしておりますので、「チャレンジ25地域づくり事業」に関わらず、低炭素型交通システムの構築について、書類審査の省略や審査過程における加算制度の導入等を含め、情報交換や相談に応じていただくよう、お願いいたします。	環境省から、「チャレンジ25地域づくり事業」において、24年度は電気バスに関する事業を対象としない旨の見解が示され、指定自治体側は了解し、事業内容等の再検討を行うこととしていたことから、協議は終了とする。 なお、環境省は、低炭素型交通システムの構築について、必要に応じて指定自治体の情報交換や相談に応じること。	V
52	環境観光モデル都市づくり推進特区	地域エネルギーバックアップシステム構築事業	船舶から陸上への給電システム実証	平成23年度以降の予算確保と特区指定地域の取組に対する優先採択、予算の優先配分	—	—	—	—	経済産業省から、指定自治体からの財政支援要望については、既存の「次世代エネルギー技術実証事業」による対応が可能との見解が示されており、指定自治体の要望は実現可能となる見込みが高いことから、協議終了とする。	I